

官報

號外 昭和二十二年三月二十六日

○第九十二回 帝國議會 貴族院議事速記録第二十三號

昭和二十二年三月二十五日(火曜日)午前
十時二十九分開會

議事日程 第二十三號

昭和二十二年三月二十五日

午前十時開議

第一 教育基本法案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二 昭和十四年法律第七十八號を改正する法律案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第三 郵便法の一部を改正する法律案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○議長(公爵徳川家正君) 諸般の報告は御異議がなければ朗讀を省略致します

【參照】

一昨二十三日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

日本銀行法の一部を改正する等の法律案

金融機關債券發行特例法案

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案

同日第一部ニ於テ豫算委員男爵久保田敏一君ノ補關選舉ヲ行ヒシニ男爵宮原旭君當選セリ

同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

郵便法の一部を改正する法律案特別委員會

委員長 子爵齋藤 齊君

副委員長 男爵八代五郎造君

地方自治法案特別委員會

委員長 男爵松平外典與君

副委員長 子爵藤井 兼誼君

船員法を改正する法律案特別委員會

委員長 伯爵後藤 一藏君

副委員長 男爵伊藤 一郎君

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

教育基本法案可決報告書

昨二十四日委員長ヨリ豫算委員男爵宮原旭君ヲ第五分科擔當委員、第三分科兼務委員ニ選定シタル旨ノ報告書ヲ提出セリ

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

昭和十四年法律第七十八號を改正する法律案可決報告書

郵便法の一部を改正する法律案可決報告書

帝國鐵道會計法を改正する法律案可決報告書

通信事業特別會計法を改正する法律案可決報告書

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第九十二回帝國議會政府委員御付ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

大藏省所管事務政府委員

大藏參與官 高橋 英吉君

司法省所管事務政府委員

司法事務官 石井 良三君

厚生省所管事務政府委員

厚生事務官 米澤 常道君

引揚援護院次長 大野 連治君

同日政府ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ

皇室經濟法の施行に關する法律案

○議長(公爵徳川家正君) 是より本日會議を開きます、日程第一、教育基本法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長今國男爵

教育基本法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和二十二年三月二十三日

委員長 男爵今國 國貞

貴族院議長公爵徳川家正殿

【男爵今國國貞君登壇】

○男爵今國國貞君 教育基本法案の特別委員會の審議の經過に結果を御報告致します、本委員會は去る十九日から四回に亘りまして、中に懇談も致しまして、慎重審議を致しました結果、政府原案通り可決すべきものなりと決定致しました、委員會は最初に文部大臣より提案理由の説明を聴取致しましたが、それは過日本議場に於きま

して、同大臣からせられました説明を多少敷衍したと云ふ程度のものでございまして、茲には省略致しまして重ねて申し上げます、質疑應答の主なものに付御報告致します、或一委員から、教育の目的は日本人として善良な人間を造るにある、斯う思ふが、其の意味が此の法案の何處に現はれて居るか、不十分ではないか、斯う云ふ御質問がございましたが、それに對しまして文部大臣は、此の法案の前文に「個性ゆたかな文化の創造をめざす教育」斯う云ふことが書いてあるが、此の「個性ゆたかな」と云ふのは個人的なものではなくて、日本の國民性の十分に現はれた文化の創造、斯う云ふ意味と解せられる、此の意味に於て善良な日本人を造る、さう云ふ趣旨が十分に現はれて居る、尙又此の基本法は普遍的なものと同時に、日本的なものをも求めて進まうとするさう云ふ精神に基いて作られたものであるから、御尋の點は十分に現はれて居ると思ひます、斯う云ふ御答でございました、又他の一委員から、日本國民を國家社會に對し犠牲、献身、奉仕的な國民とすることが、平和的國家として日本を發達せしめる上に必要である、斯う思ふがどうであるか、斯う云ふ御尋に對しましては、同じく大臣は、第一條の「國家及び社會の形成者」斯うある、此の文字は、單に其の一員であると云ふだけではなくて、其の構成者である、と云ふ意味も含まれて居るのである、又同じく第一條に「勤勞と責任を重んじ」とも書かれて居るのでありますから、御尋の趣旨は十分に盛られて居ると云ふ御答でございました、又他の一委員から、現在我が國の教育界の現状を見るのに、師道が頹廢して師長に對する尊敬の念が非常に薄いのには特に憂ふべき現象である、斯う自分は思ふが、此の點、基本法に於ては餘り重きを置いて居ないやうに思はれるがどうであるか、斯う云ふ御質問がございましたが、之に付きましては、本法の第六條に「教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覺し」と書いてあります、教員の取るべき道を示して居りますし、又學生に對しましては、第二條に「自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と發展に貢獻するよう」に努めなければならない。斯う述べてありますから、御心配の點は十分に救はれると、斯う云ふ御答がございました、又一委員からの、教育は智育、德育、體育から成つて居るが、其の中の德育に於て、人格を完成する上に宗教的情操が必要であると思ふが、此の法案に於てそれが現れて居るかと思ふ、御尋に對しまして大臣は、此の點に付ては積極的には規定せられて居ないが、第九條に「宗教の社會生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。斯うある、其の言葉から宗教的情操が湧いて來ると考へる、斯う云ふ御答でございました、又一委員から、教育勅語と此の基本法との關係に付ての御質問がございましたが、之に對しましては、教育勅語は統治權者の意思を示されたものとして國民を拘束すべき效力を持つて居つたものであります、日本國憲法及び此の教育基本法の施行と同時に、是と抵觸する部分は無効となります、其の他の部分は兩立するものである、即ち政治的效力を失ひますが、孔孟の教と同様なものとなつて存在す

ると云ふ、斯う云ふ御答でございまして、尙又或委員から、學校教育は國家の活動として行ふのか、即ち國家を主體とする活動であるかと云ふ御等に對しましては、學校には國が經營するもの、或は地方公共團體が經營するもの、又法律に定めた法人が經營するものなどがあります。第六條にありますが、總て學校は公の性質を持つものであります。併し地方分權主義に則りまして、中央集權を廢します立場から、國以下に於て致します場合は、地方公共團體が教育をすると云ふことになるのでございまして、又或委員から、教員が勞働運動に参加し、又勞働組合に加入すると云ふことの可否に付て御尋がございまして、之に對しましては、勞働組合を結成すると云ふことを禁ずると云ふことは、團體權が保障されて居ります以上出来ないのでございまして、併し教員は第六條にありますが、一般勞働者と違つた性格と使命を持つて居ります故に、其の職業權に付ても、他の勞働者と違つて、教員自體の自覺に依る行動が望ましいのである、從つて第六條は、教員の職業權に付て勞働組合以上は何等規定して居りませぬ、さうして教員の自覺に委ねて居るのである、が又一方に於て、教員の待遇を改善することに依りまして、不謹慎な態度に出ることを抑制しなければならぬと信ずると云ふ御答でございまして、尙其の外、政治教育、宗教教育、教員の身分、待遇、私學振興、男女共學と云ふやうな點に付きまして、或は日本國憲法第八十九條及び二十六條との關係などに付きまして、頗る多岐に互つて御熱心な質疑應答が

ございまして、茲には省略致します、斯様に致しまして、討論に入りまして五人の委員の方から御發言がございまして、色々論議から御論じになりましたが、何れも皆賛成の御意見の御開陳のみであつたのでございまして、續いて採決を致しました處、一人の御反對もなく原案通り可決すべきものなりと決定致しました、右御報告申上げます

○議長(公卿徳川家正君) 質疑の通告がございまして、長岡半太郎君

〔長岡半太郎君登壇〕

○長岡半太郎君 私は科學方面のことに付て特に文部大臣に質問を發したいと思ふのでございまして、第一回の世界大戰が終りました直ぐ後でございまして、數學者のパンルヴェ、同じく數學者ボレルの兩氏が東大の物理學教室を參觀に参りました、御存じの通りにパンルヴェは數學者ではございまして、けれども、亦政治家であつて世界大戰中ゲルマンの要塞は此の儘にして置けば陥落すると云ふことを數學的に説明した者であります、で議員はそれに賛成しまして大いに防備に努めた譯であります、此の功に依つて陸軍大臣になり、又數箇月の間總理大臣もして居た人で、政治的見識もあり、又數學的の見識もある人でありまして、それからボレルは數學者ではありますけれども、海軍大臣を勤めた人でありまして、でパンルヴェは幾らも見ませぬでしたが、もう一度來るからと云つて海軍大臣であつたボレルが参りました、普通外國人が參觀に來れば先づ三十分位の間に居てしまふものでございまして、ボレルは六時間掛つて何から何迄恐ろしく斬込で見て参りました、終りにどう云ふことを言ふかと云ふと、此處の教室は何を目的としてやつて居るか、どう云ふ學生を育てるのか、毎年三十人入ると云ふ話であつたが、卒業生が澤山出るとか、設備が完備して居るとか云ふやうなことを言ふ人は、是は餘程の野暮な人間である、卒業生の千や二千は何のことはないが、是は人物を拵へると云ふ所に注意を集中しなければならぬ、例へばフランスで若しラプラスが居なかつたならば天文學はどんなに世界申遅れたであらうか、コーシーが居なかつたならば數學はどんなに進まなかつたであらうか、パスツールが居なかつたならば微生物學など云ふものは今あるかないかそれは疑はしい、即ち微菌と云ふものの存在を確かに認め、それを又喰止める方法等を講じた、此のパスツールが居なかつたならばどうだらうか、斯う云ふ二三人の人と云ふものは何萬人、何千人の人の人を救ひ、又知識を開發したが、其の人物を拵へることに努めずして、徒に有象無象を何百人、何千人と數だとか、設備の悪い悪いを批評、標榜して色々話をする人があるが、それは殆ど注目し値するものではない、之を名付けてコロニアルの大學だと言ふ、さう云ふことを言つて別れまして、誠に痛切な勸告であつて、今日迄耳につんと響いて居るやうな心持が致しました、頂門の一針、感銘すべきものであります、それで私考へて見るに、日本國の教育はと云ふものは今科學のやうなものに於ては人が足りないからと言つて無暗に卒業生を澤山出すことを奨励して居る、又教授もそれに

努めつゝ居る、併し此の教室を出て世界に有益なる發明をし、發見をした人が幾人あつたらうかと云ふことを前に聴かれましたらちよつと赤面を致した次第でございまして、觀方が違ふのです、コロニアルであると言ふ批評をされたことが二三回ございまして、例へばアインシュタインが日本に來ました時に、三十人も物理學者を拵へて何處へそれを吐く積りか、平凡極まるものであらうと云ふことを言はれました、矢張りコロニアル、又オーストラリヤから來た某動物學者も是も有名な人でありまして、平凡なコロニアルな大學は日本には澤山あつて、同じやうなことばかり教へて居る、斯う云ふことを言つたことを覚えて居ります、是は我々は頗る警戒しなければならぬ點であり、又其の方に向つて進まなければならぬのである、併しながらそれを實行するには今の方法ではいかない、即ち多くの點は試験制度にあると私は思つて居ります、試験制度は下から上迄一貫して行はれた、是れ位試験を度々する所はなからうと思ふ、勿論支那の科學などと云ふものも此の發端になつて居ると考へます、科學と雖も中には良い人が出て來るか知らぬが、さうばかりとも限らない、是は不平の人がある、所謂好謔の士なる者が時々出て不平を洩らす、斯う云ふ風になることは何處も同じであります、日本の試験制度と云ふものはちよつと恐ろしい所があります、先づ第一國民學校なんかに於ける試験制度がある、是でどう云ふ弊害を生ずるかと言へば、是は早熟生が跳梁すると云ふことでございまして、早熟である、何でも宜くやる、總てのことが巧く行く、併しながら飛

抜けて良い學科と云ふやうなものは、さう云ふ人には割合に見出しにくい、即ち先生の言ふことを能く暗記し、又其の命令に従ふ、さう云ふやうな生徒が首席を占めて大いに氣を吐くやうなことがある、併し是は餘程警戒を要する點でありまして、多くは早熟で早くから大人染みたことをやる、さう云ふ人が推薦される時代に於ては、どうも天才などと云ふものは出さうもないのです、さう云ふ世界の文化に關係のあるやうな人が、若し總て何も彼も出來ると云ふやうなことがあつたならば、それはもう全く間違ひなく宜しいのでありますけれども、それは割合に少いのであります、外國の科學の天才を調べて見ますとそれは少い、殆どないやうに思ひます、何處か天才に缺點がある、唯一つ申上げるのは、ライブニッツ、是はもう法理學もやる、數學はニュートンと並び立つ、哲學もやる、詩も作る、有らゆる方面に優れた人でありましたが、此の人を除いて私は殆どなからうと思ひます、此の状態に於て如何に試験制度に對處すべきかと云ふことが私は問題だと思ふのであります、日本人は一體に早熟であると云ふことは私は前から考へて居ることでありまして、其の一例を取りましますと、カリフォルニアに移住した日本の人が、日本の兩親の間に出來た子供が國民學校に入り可なり成績を收める、米人の子供と競争して餘り負けない状況にある、初めは巧く行くけれども、段々と進んで來るに従つて衰へて來る、大學に入る頃になれば遂に落伍する者が多いと云ふことを聞いて居ります、是は確かに早熟の標しであると思ひます、さう云ふ早

うにして今日我々は非常に其の功勞に謝さなければならぬ状態である、併し電波と云ふものが既にはつきりして居たから出来たのでありまして、電波の存在と云ふことは、イギリスのマツクスウェルが言ひ出したことである、其のマツクスウェルに言ひ出させた元は是はフアラデーの實驗であります、フアラデーと云ふ人は鍛冶屋の息子で、小学校教育はうまく行つて居つたかどうか、それは疑問でありますが、兎に角之を拾ひ上げた人がある、是はデーヴィイと云ふ人である、若し功績を云へば、デーヴィイは非常に澤山の仕事をしましたけれども、フアラデーを見付け、たのが私の一番の功績であると言つたことがあります、其のフアラデーの實驗を元と致しましてマルコニが電氣磁氣のことを二つの方程式に依つて表はすことになりました、是があつて初めて電氣工學などと云ふものも盛に發達するやうになり、又電波と云ふものも、其の中に確かに存在する、光も電波である、エックス光線も電波である、通信に使つて居る長い波長のものも電波である、さう云ふことが出て來るので、別にむづかしいこともない、唯其の二つの方程式を得ると云ふことが困難であつた譯であります、併しマツクスウェルの手に掛けると何でもない、之をば天才と言つて宜いか、早熟う、唯話が能く分らない、是が又一つの缺點であつたのであります、十三の時にレンズのことを考へました、是は卵形曲面なるもの、即ち卵のやうな形をしたものが一番良いレンズになると云ふことを言ひ出したのであります、それから殆ど百年になります、今

日の最高等のレンズと云ふものは、それを少しもつたものでありまして、十三位の子供が、それだけの卓越した識見を持つて居たと云ふことは、實に驚くべきことであります。早熟にも見えるが、是は天才である、丁度モツアルトが五六歳の時に空に飛躍したと同様なことであります。其の後の成績に於て、茲に申し上げるには、講義しめて申し上げられませぬが、實に立派な人である、ニュートンの如き常識を缺いた人ではなかつたのである、唯是は、其の當時の學問を預つて居る人にはあの講義は分らない、諱旨免職を二度喰つたのであります。幸ひにして資産がありまして、一向生計には困らなかつた、エデソンの如き矢張り同様なことをやりまして、即ち此のフアラデーに似て居る所があり、小學教育に止つて：まあ澤山のエデソンの功勞と云ふものは、民衆的に現れて居りまして、今茲で申し上げる必要はない、大臣に伺ひたいのは、斯様な人物が日本にも出なければ、國の光、國の誇と云ふものは到底得られないのであります、之を見出すに如何にしたら宜からうか、其の方に御意見がございまするならば伺ひたいのであります、教育することは極めて簡単である、是は尋常な學生に比べれば、僅かの講義を聴き、僅かの實驗で、先生よりは終ひには偉くなるのであります、少しも費用は掛らぬと私は思ひます、併し費用を掛けて大學に入れ、大学院に於て研究して、それで又出来上つた人もあります、それは多くの教授であります、日本でも世界に飛躍すると云ふ程の發見をした人はありませぬが、併し其の次の一部分をやつた人は二三ある

に依つて、是は又將來大天才の出る徴候ぢやないかと思つて、私は喜んで居る次第でございます、此の試験制度が我が國に於て幾らか改まらなければ、どうも大人物は逃してしまふ、知られずにしまふと云ふ恐れが十分にあります、是等の状況を見ますと、どうも學校で教へて天才が出現したと云ふのは、割合に少くして、民衆の間に知らず識らずさう云ふものが生れ出たと云ふことを認めるのであります、それは國が違ふ、人種が違ふから別だと云ふ御議論があるならば、是は又別問題でありますけれども、兎に角民衆の間に生れた、是も注意すべき點であります、將來に於て學校教育上、大天才を摘發すると云ふことも一つの國家的手段ぢやなからうか、又是がフアラデーの如き貧乏人であつたならば擁護すると云ふことも必要である、種々そこに問題があります、是等は恐らく文部省所管のことになる、私は思ひます、今の大學の如きは、どうも見た所では、本當に世界に名を擧げ、又世界民衆の爲になるやうなことをすると云ふ人を拾ひ出すと云ふことに於ては、まだ胡亂な所があるではないかと思ひます、此の點に付て何か名案があれば宜いと思ひますけれども、私のやうな愚鈍の者には、どうも考へ付きませぬのであります、それで此の天才の教育と云ふよりは摘出、之を拾ひ出すと云ふことに付て、最も私は注意を要すると思ひます、さうして早熟性と天才とを區別すると云ふことも考へなければならぬ色々なことがありますが、それ等の點に付て文部大臣に十分御考慮願ひ、又既に案がございまするならば承りたいと存

じまして、演壇に立つた次第でございます(拍手)

〔國務大臣高橋蔵一郎君發壇〕

○國務大臣(高橋蔵一郎君) 長岡先生の御質問に御答へ致します、我が國の是迄の試験制度が如何と致ししますと云ふと、早熟性を養ひ、至められた人間を造り上げると云ふ恐れがあります、試験制度を改廢致しますことは、多年の問題であつたのでございまして、が、殊に入學試験の如きものには種々なる弊害が伴ひまして、誠に寒心すべきものがあつたのであります、中等學校の入學考査に付きましては、御承知のやうに、昭和十四年以來從來の學科試験を廢しまして、小學校長からの報告書、中學校に於ける口頭試問及び身體検査の三者を綜合制定致しまして、入學者を決定することと致しました、受験準備の弊を廢しまして、潤達な氣風の育成に努めて來たのであります、之に依りまして餘程自由な氣風を教育界に注入することが出来たと考へて居るのであります、本年度に於きましては、更に其の趣旨を進めまして、報告書と身體検査及び學科的要素を含まない面接試問に依りまして、入學者を決定することに致したのであります、小學校に於ける學科成績も、昭和十八年以來點數制を採らずに、優、良、可を以て記載することに定められました、席次は全く之を廢するなど、生徒の潤達な個性の發展に遺憾のないやうに配慮して参つた次第でございまして、高等學校、專門學校の入學試は、中等學校よりの調査報告書、身體検査及び筆答試問に依つて行ふのであります、が、其の内筆答試問は、本年度からは

學力検査の外に知能検査を併せ行ひまして、生徒の高等教育に對する適應性を、受験準備を要しない客觀的な検査法に基きまして、検査を行ふことに致したのであります、尙學校教育法の實施を見ますやうになりますと共に、御趣旨に副ひまして、必要な措置を行ひたいと考へて居るのであります、尙又天才教育に付てであります、特に此の點に關しまして、私と致しまして、亦文部省と致しまして、名案もないのであります、十分な才能を持ちながら、家貧にして學ぶことの出来ない者に對しましては、育英事業を感ならしめまして、斯くの如き者に十分な教育の機會を與へて参りたいと考へて居るのであります、特に學校に於きまして、天才教育を施すと云ふやうなことは致さぬのでございまして、何と申す天才が十分に其の才能を發揮せしめることの出来るやうに致したいとは考へて居るのでございまして、これぞと申す案の持合せも只今ございませぬことを甚だ遺憾とするのでございしますが、十分に此の點研究して参りたいと考へて居るのでございまして、天才兒を發見致しますことは、一面に於きましては、又家庭の力に依る所がなければならぬと考へて居るのであります、色々泰西の優れた學者に付て御話があつたのでございしますが、社會科學者中に於きまして、我々の知る限り最も優れた者の一人と考へて居りますジョン・スチュアート・ミルの如きは、自敘傳中に記して居りますやうに、我三歳にしてギリシア語を學ぶと云ふやうなことを説いて居るのであります、斯くの如くして彼の天才を十分に發揮せしめることの出来ました

ものは、其の父ジェームズ・ミルの力に依る所が多かつたと考へるのであります、兒童の教育に付きましては、どうしても親達を再教育して参らなければならぬと考へますので、文部省と致しましては、今回特に兩親學級と稱しますものに力を盡しまして、親達の再教育を行ひまして、之に依りまして、十分自分の子供達に才能を發揮せしめようとする教育を、家庭に於て行ひたいと考へて居るのでございまして、尙文部省内に於きましては、平和國家の建設、文化國家の建設を害するやうな人達があらはれないかと云ふ御疑念がございましてやうに伺ひますのであります、超國家主義者、或は軍國主義者と看做さるべき者が、幾分居りましたことは事實でございしますが、是等の人は、今日に於きましては、悉く追放若しくは除去せられまして、今日に於きましては、斯くの如き人はないと考へて居るのでございしますが、或は若し斯くの如き者が隠れて居ると致しますならば、文部省と致しましては、是非是等の者を除去致しまして、明朗な空氣を省内に漂はしめ、將來の文化國家の建設の爲に、十分の力を致したいと考へて居るのでございまして、一言御答へ申し上げます、色々御深切に御答辯下さいます、國民學校の優、良、可と云ふのは、前に申しました平均點數を以て優、良、可を決めるのぢやないかと思ふのであります、矢張り點數は附くのであります、それでなければ優、良、可を附ける譯にいかない、處で、文學の天才になるやうな人は、概して數學の方に疎い、文章を書かせ

ると立派に書くけれども、數學をやらせると如何にもいけない、それで兩方埋め合せを致しますと、矢つ張り悪くなる、そこで國民學校に於て既に幾らかの學科別の優、良、可を附けたらば、其の人の得意に活躍し得る方面に、兩親達も向けるしなかと考へるのではありません、點數やないが、粗雑にしても平均に付て優、良、可を決めると云ふことは、どうしても宜しくないことと私は考へます、其の點が、少し私見が違つて居ります、其の他私が申した點に付ては、御配慮になつて居ると云ふことを承りまして、誠に喜ばしいことと思ひます、又民主主義、永久平和のことに付て此處で大びらに御話することは、餘り時間も取りませんし、又面白くもありませんので、何れ御目に掛つて、私は意見を申上げたいと存じます、有難うございました

○副議長(伯耆徳川泰教君) 是より討論に移ります、澤田牛麿君

(澤田牛麿君登壇)

○澤田牛麿君 本案は、見様に依りましては、非常に重大な案であると思ひますから、此の案其のものに書いてある事柄だけでなく、是は憲法に次ぐ重大な問題であると思はれますから、少しく私の此の案に對する批判を試みて、政府に對して私は此の案に反對すると云ふことを申して置きたいと思ひます、論旨は大體五段に分けて御話をしたいと思ふのであります、第一段は法律論でございますが、是は私共は此の案は曾つても質問の際にも申し通り、法律の眞價に逆行するものであると思ひますから、法學書生の一入として其の意味に於て反對するのであります、併し是は度々述べて居ります

すから、詳しいことはもう申しませぬ、でそれだけの結論だけのことを申して第一段を終ります、それが、それに対する當局者の御答は、法律は必ずしも法規のみでなくとも宜いと云ふやうな御説でありますから、暫く此の法律の本質論は棚上げしまして、法律の中に南無妙法蓮華經と書いても宜いと云ふやうな考に暫く歩調を合せて、そんなら其の内容のことはどうであるかと云ふ點の第二段の點に移りたいと思ひます、此の案が宣言である、或は理想であると云ふやうな御答を、曾つて質問の際に得たやうであります、若しさうであるとするならば、私は此の案が高遠な理想を缺いて居る、雄渾な氣魄を缺いて居ると云ふ點に付て、甚だ此の案に付て不満足を表するものであります、之を古今に通じて譲らず之を中外に施して悖らずと云ふやうな、雄渾な氣魄が何處にも見えて居らぬと云ふことは、甚だ私は遺憾に存する次第であります、さう申しますと、それは以前の言ふことは空論ではないか、高遠な理想とは何だ、具體的に言はなければ分らぬぢやないかと云ふやうな御議論が出るかも知れませんが、少しく長くなり申述べたいと思ふ、一體今日の考を申述べたいと思ふ、一體今日の人類の悩みは何であるかと言へば、過去數十年來發生した所の一種の何と言ひますか、理想論と言ひますか、何かさう云ふ哲學と言ひますか、ドクトリンと言ひますか、さう云ふものに付て非常な災害を人類が蒙つて居ると私は思ふのであります、其の理想、其のドクトリンと云ふやうなものは、一言にして言へば、私の玆で言はむと欲する所は、即ち闘争の精神である、喧嘩の精神である、之が一種の學

説のやうな、倫理觀のやうなものに形成されて、之が爲に人類は非常な災害を蒙つて居ると思ふのであります、先づ此の公の方の所謂國家と國家との關係と云ふ方の點から見ますと云ふと、此の闘争精神、即ちカンブ、ドイツ人のカンブ・ウムス・レヒトとマイン・カンブとか云ふカンブ精神、カンブ・ドクトリンと申しますか、さう云ふものの爲にどれだけドイツ國民は差當り非常な損害を蒙つて居るのであります、又ドイツ國民のみならず、學問の乏しかつた日本の陸軍が、ドイツのこのカンブ精神を述べて居る所のベルンハルパーや、トライケ等の説に心酔して、其の結果として今日日本の此の惨めな状態を來して居るのであります、唐の詩人は、國亡びて山河あり、城春にして草木青しと申しましたが、私共から申しますと、まだそれは宜い方である、今日の日本の現狀は、國亡びて山河荒れて居ります、城春なれども草木なしと云ふ程度であります、是は即ち闘争ドクトリン、喧嘩ドクトリンの廣した災害であると思ふのであります、是等は是に憲法に於て戰爭を放棄すると云ふことを規定されたので、一應國家と國家との間の争と云ふものは、先づ日本人の只今の心掛としては、一段落が附いたと申されませう、併しながら國家と國家との争だけが一段落が附き、或程度の結論が得られたとしても、それだけでは人類の幸福は決して達成されて居らぬと思ふ、闘争精神の排除と云ふことが完全に行なわれなければ、此の人類の災害と云ふものは到底止まないものであると思ふのであります、元來人間は、是

は私の申す迄もなく、牙とか或は獸爪とか云ふものはないのであつて、人間の體には闘争の武器はないのであります、でありますからして、人間は闘争のないものを本態としなければならぬのであつて、闘争を本態とする動物、猛獸などは生理的に違つて居るものと云ふはなければならぬ、然るに此の數十年來のヨーロッパに於て發生したる色々な學說に依りますと、闘争が本態であると云ふ如き觀念を養成して居る、さうして自己の主張、自己主張と云ふことのみが強くなつて、例へばニーチェの如き、ヘーゲルの如き、さう云ふ學說は皆自己の主張、それから其の手段としては闘争と云ふやうなことを盛に述べて居るのであります、日本に於てもそれが大變流行しまして、此の二月一日のゼネラル・ストライキなどと云ふこと迄に發展して來たのであります、幸にしてマツカーサー元帥の英斷に依つて此の危機は一應救はれましたけれども、日本の將來に對しては、闘争精神を撃滅しなければ、私は日本は再建はなかつて、むづかしいと思ふ、又全人類に對してもさう云ふ方面に力を入れなければ、色々な形の上、具體的な形の上に於て色々な施設をした所が、其の精神が改まらぬければ、人類の不幸は永續するものと思ふのであります、其の意味に於て此の教育基本法等に於て、斯う云ふことに對する高遠な理想を述べ、雄大な氣魄を以て此を實行すると云ふことが盛られて居らぬければ、基本法の眞價は甚だ乏しいものと私は思ふのであります、教員がストライキをするとか何とか云ふやうなことは、我々は實は想像もし得なかつた所でありまして、それが今日社會の事實として實現されて居る

と云ふことは、私は甚だ遺憾に思ふ、殊に日本人としてはさう云ふことは最も賤しむべきことと見て居つたのではないと思ふ、それが當然の權利であると認められるやうになつたと云ふことは、是は甚だ遺憾なことではないか、此の闘争精神と云ふことを是認すると云ふやうなことは、是はベンジャミン・キッドの言つたやうにベガン・エシクである、外道心理であつて、私は是は人間性の本質に背くと思ふのであります

斯う云ふ點に付て朝野共にもう少し眞剣にもつと深刻に考へて、斯う云ふことに對する處置や心構を講ずると云ふことが大切ではないかと思ふ、それには教育基本法等と云ふものに於て丁度言及すべき程度のものではないかと思ふのであります、それが此の基本法には何等さう云ふ點に付て及んで居らぬやうに思ふ、是が私の此の法律に對する不滿の一つであります、それから第三段には、人間には二元的と言ひますか、二通りの資格がある、即ち一個人としての二つの資格がある組織の一員としての二つの資格があるのであるが、此の基本法に於ては、主として個人完成と云ふことに重きを置かれて居るやうであつて、國家社會の一員としての義務心掛と云ふ點に付ては甚だ觸れて居る所が少いと思ひ、殆ど私共には看取出來ないやうに思ふのであります、米國の教育使節團の報告と云ふものを少し聞きましたが、それ等に付ても決して愛國心或は道徳心と云ふやうなことに付て否認はして居らぬやうであります、教育勅諭に所謂「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」云々と云ふことは必ずしも軍國主義の意味ではないと思

ふ、さう云ふ詰り道法精神、法律を重んずる法に違ふと云ふやうな精神は、是はどうしても強調して行かなければならぬことであると思ふが、さう云ふ點に付て、此の基本法は餘りに力を入れて居らぬ、主として個人完成と云ふやうな、個人的見方から出て居る所の文句、文章が多いやうに思ふ、是が私の不満な點であります、個人の尊ぶべきことは是は勿論であります、併しながらデモクラシーと云ふことは必ずしも個人主義、インディビジュアルイズムと同一ではない、個人主義を行はなければデモクラシーが行はれないと云ふことは、是は非常な間違ひであると思ふのであります、さう云ふ事柄に付ては、もう少し基本法に於て考へるべきではないかと私は思ふのであります、是が私の第三の不満の點であります、第四には、基本法の第一條に、是は質問の際にも申し上げましたが、基本法の第一條に「眞理と正義を愛し」と云ふことがあります、眞善美があるが、美がないのである、此の審美性と云ふことに付ては、是は日本人が卓越した長所を持つて居ると云ふことは、外國人も屢々色々な人が論じて居るので、それを一々玆に引くことは時間が許しませぬから、ほんの一つか二つを申し上げて見たいと思ふのであります、此の間敷くつたやうであります、アメリカのメーソンと云ふ人が、日本へも來たことがあります、此の人の説に審美性と實用功利の手段とをうまく調和して、さうして此の實用と審美性とを共同一致させて進歩させて行くと云ふことは、何れの時代に於ても、何れの國民に於ても不可能のことであると思はれて居つた、然るに之に見事成

功したのは日本人である、日本人は此のことを仕遂げたと思ふことに付て、獨得の名稱を有するものであると云ふやうな意味のことを、メーソンのゼ・クリエーティブ・イーストと云ふ本で論じて居るやうであります、それから、是はハーンであつたか誰であつたかちよつと覚えさせぬけれども、日本人の審美性は古代ギリシャのペリグレス時代のギリシヤ人が僅かに匹敵し得る位のものであつて、外になか／＼之に匹敵するものがないと云ふ位に、日本人の審美性を賞めて居る、斯う云ふ論は色々ありますやうであります、此の日本人の審美性が非常に卓越したものであると云ふことは、最早私は今日疑ふ必要はないと思ふのであります、之を發達させて、さうして之に依つて世界の文化に貢獻すると云ふことが、日本人の責務であり、同時に特權であると思ふのであります、今日此の國爭精神、マルクスや何かの言ふやうな國爭精神の緩和を圖ると云ふには、宗教に依る、宗教の即ち愛の教に依るもの、或は審美性に依つて美しい心掛になる、此の二つの途しか救済の途はないと思ふのであります、耶穌教は愛を信條とする宗教でありますから、是は至極結構なことであると思ふが、併しながら宗教の勢力は今日、忌憚なく言へば、どちらかと言へば、段段減退して居るやうに私は思ふ、私は決して宗教を排斥するのではないけれども、宗教のみに依つて世界人心の幸福を齎すと云ふことは、なか／＼むづかしいことであると思ふのであります、然らば之に補助若しくは之に對等の一つの働くファクトルとして審美性を應用して、各世界の人類が皆審美眼

に於て發達して來たならば、宗教の足りない所も助け、弱い所も強くして、之に依つて人類の國爭性を緩和し、人類の不幸を救済することが出来ると思ふのであります、此の點に付て、此の基本法は何等寸毫も觸れて居らぬと云ふことは、是は私は寧ろ奇怪千萬に思ふので、其の意味が了解出来ない位に不思議に思ふのであります、審美性を發達せしむると云ふことは、日本に見返り物資をどうするとか何とか云ふやうな小乘的な利益でなくして、大乗的に世界人心の平和を來す一つの重要な要素として、大事なものでないかと思ふのであります、何故に此の點に付て、此の審美性に付て此の教育基本法が一言も觸れて居らないかと云ふことは、私が甚だ了解に苦しむ所であり、尙斯う云ふことは、詳しく述べますと、極く私の論旨の項目だけを擧げる程度に於て止めて置きたいと思ひます、最早十二時近くにもなつて居りますから、長いことはもう遠慮しやうと思ふのであります、此の點に付て私は第四點として不満足を感じるのであります、それから第五段は、是は最後の論旨であります、新憲法の施行に付て種々な法令が必要になつて來る、どうしても急を要する法令が澤山あるので、此の議會に於ても審議の期間が殆どない位の際にも、無理やりに之を通さなければならぬと云ふのが澤山あります、併し此の教育基本法案の如きは、さう云ふものとは少し性質が違ふ、或は自治體のこととか、官吏のこととかは、少し不満足があつても原案を通さなければ、原案の進行に妨げのあるやうなこ

とは、新憲法の實施の上に影響を及ぼすことであるからして、我々としては差控へなければならぬことと思ひますが、此の教育基本法の如きは、さう云ふものではない、是は否決しても、何れも一向差支ないものである、此の基本法の中に盛つてある所の法規的の性質を持つものは、学校教育法に又重ねて出て居るのです、同じことが規定してある、是は又法律論になりますけれども、同じ法文をあつちこつちに幾つにも書くこととは、是は大體法律の亂雜を來すもので、甚だ忌むべきことであると思ひますが、併し現在の起案者はさう云ふことには一向お構ひないやうであるから、それは暫くそれとして置いて、此の基本法が排斥せられましても、否決になりましても、基本法に書いてある法規的事柄は、悉く又学校教育法に載つて居るのでありますから、是はなくても学校教育の新制度に何等差支はない、学校教育法案はまだ本會議に出で、委員長の報告になつて居りませぬけれども、是も實は私は疑問を持つて居る、四月一日からやらうと云ふのに、三月の末になつて基本の原則を是から定めようと思ふのでありますから、随分無理な話である、實行をする上に於ても學校の設備とか、教員の數とか色々な點に於て、甚だしく私は不便なものではないかと思ふ、義務教育の八年を九年にすると云ふことは結構でありますやうけれども、何もそれは一日を急ぐ問題ではない、相當の準備をするのに、一年位の餘裕を置いてやるのが當り前であると思ふのであります、是は少し基本法から脱線して、学校教育法に移つたやうであります、是も長くは申しませ

ぬが、さう云ふ點で学校教育法も四月一日から直ぐやらうと云ふのは無理なやり方であり、それは暫くそれとして置いて、學校教育法が可決されれば義務教育九年の新案も何等支障なく實行されるのでありますからして、此の基本法は此の儘葬り去つても、實際事務に於ては何等差支ない、斯かる憲法の次に位するやうな重大な教育基本法、それから理想を宣言すると當局も御説明になりました、理想の宣言であるならば、もう少し雄大な、もう少し少し高遠なる理想を謳つて貰ひたい、色々論じて見ますと、政府に於ても、此の法は御撤回になつたらどうか、更に碩學鴻儒を集めて十分な討論をし、十分な考究をして、眞に新日本の教育の基本たるべき高遠なる理想、雄渾なる氣魄を以て制定されむことを私は希望するのであつて、教育基本法と云ふものは何か陰氣なやうな氣がしまして、どうも雄大な我々を感じさせやうな文辭がない、是は甚だ遺憾でありますから、私は政府が此の案を一應御撤回になつて、尙更にもつと立派なものを出して戴いて、之を憲法に次ぐ重要な法規と云ふのをかしいで、すが、重要な法として、更に御提案にならむことを希望する意味に於て、私は此の案に反對するものであります(拍手)

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 荒川文六君

〔荒川文六君登壇〕

○荒川文六君 我が國が新しい日本國憲法の精神に則りまして、遺憾のない發展を遂げて、本當に平和的な、又民主的な日本國が建設せられます爲に

は、教育が最も重要な役割を爲さなければならぬと云ふことは、先般來此の議場に於きまして、多くの方々から屢々論議せられました所でありまして、之に對しては何人も異論を挿む餘地はないものと思ふのであります。而して政府は此のやうな重要な役割を持つ教育に付きまして、其の根本的理念を明確にして、我が國に於ける教育の目的を明かに示し、教育の基本を確立する爲に、只今議題となつて居ります教育基本法を制定しやうとして居られますことは、誠に私は結構なことと思ふのであります。斯う云ふ種類の法律は、其の性質から申しまするならば、過日 文部大臣は之を本議場に於て、我が國の教育に關する嚴肅な宣言であり、又教育の憲章とも稱へらるべきものであると申されたのであります。斯う云ふ種類の法律が、其のやうな重要なものであると云ふことは、是亦何人も認むることが出来ることと思ふのであります。又それと同時に、是は我々日本國民が新しい平和的な國家及び社會を形作る一員として守るべき國民生活の道德的基準を示すものとなるべきものであると思ふのであります。斯う云ふ風な意味にきまして、此の教育基本法と申しますものは、非常に重大な意義を持つて居るものでありますから、我々と致しまして、之に關して慎重に之を考究する必要があると思ふのであります。が、何分會期の切迫して居ります際に提出せられましたので、其の内容に付て之を十分に練る暇のなかつたことは、私としては遺憾に存する次第でございます。特別委員會に於ける本法案の審議の経過及び其の結果に付きまして、

ては、先程委員長から詳細に報告がありました通りであります。が、私は我が國が此の新しい教育の制度を採用しやうとして居ります今日、此のやうな基本法が制定せられますことは、假令それが十分に完全なものでないに致しまして、極めて必要のことと考へますので、本案の成立に賛成の意を表するものであります。唯併し本案の内容を仔細に検討致しますと、色々の問題に付て尙十分に考究しなければならぬ點が多々あるやうに思ふのであります。私は只今それ等の事柄の總てに付て、彼此論じやうと思ふのではございませぬけれども、唯其の中の二つの最も重要な点と思はれる點に付て、聊か卑見を述べさせて戴きまして、或はそれが將來此の法律を更に完備なものとする場合に於ける參考とでもなることが出来れば幸であると思ふのであります。第一條に掲げてあります教育の目的に付てでございます。茲に教育の目的として掲げられてありますのを見ますと、人格の完成を目指して、平和的な國家及び社會の形成者として國民を育成して行くことであると、謳つてあるのでございます。之には勿論何等間違ひはないと思ふのであります。さうして其の平和的な國家及び社會の形成者として國民を育成する爲に、如何なる目標が掲げられてあるかと申しますと、眞理と正義とを愛すること、個人の價値を尊ぶこと、勤勞と責任とを重んずること、自主的精神に満ちた心身共に健康であること、等の諸點が掲げられて居るのであります。是等の何れも誠に結構なことでありまして、我々日本國民の生活の道德的基準

を示して居るものと稱しても、差支ないと思ふのであります。唯私が之を讀みまして、聊か物足らなく感じますことは、我が國が本當に平和な、又民主的な國家として立つ爲に、國民として育成せられなければならない大切なものが尙一つあるのに、それが此の條文の中に表されて居ないと云ふことであります。即ちそれは一語にして申しますれば奉仕の精神であります。即ち犧牲、獻身の精神とも言ふべきものであります。國家、社會、隣人を愛して之に仕へるの精神、舊來の軍國的、或は極端な國家主義的のものでなく、新しい意味に於ける、民主的の意味に於ける愛國の精神であります。人は能く、官吏は民衆の公僕でなければならぬと申すのであります。が、公僕であること云ふことは何も官吏に限つたことではあります。我々國民が、何れも社會の公僕であること云ふことが、民主的で平和的な國家及び社會を形成する爲に、極めて大切なことであると思ふのであります。此のやうな精神に、我々國民が充されて居るのなければ、本當に平和的な、民主的な日本國家の建設はむづかしいと言はなければなりません。それ故に、新日本建設を目指す教育の根本理念には、此のことを明かに表して置くことが大切ではないかと思ふのであります。が、本法案の第一條には遺憾ながらそれが明かに示されて居りませぬ。本法案の特別委員會に於きまして、此のことに付て御尋を致した際に、大臣の御答辯には條文の中には總ての徳目を並べることは不可能であるので、只今のやうなことは明かには謳つてはないけれども、併し其の趣旨は、例へば平和的な國家、及び社會

の形成者として勤勞と責任とを重んずると云ふことを教へることに依つて、其の目的を達することが出来ること云ふやうな御答でありました。が、併し私の申します奉仕の精神と申しますのは、唯單に勤勞に務めるとか、責任を果すとか云ふのではないのであります。責任以上のことを喜んで行ふこと云ふ精神を申すのであります。彼のバイブルに教へてありますやうな、若し人が一里の道を行くことを求めたならば、喜んで之と共に二里の道を行くと云ふ精神であります。人を使ふ者となるのではなくて、人に使はれる者となること云ふ精神であります。責任を重んずると云ふことは、以前軍人の教育等にも力を籠めて教へられて居たのであります。が、其の結果はどうであつたかと言へば、動もすれば、言ひ付けられたことだけをすればそれで澤山だ、それで責任を果したのだと云ふやうな風が出来まして、所謂要領能くやつて置く、或は又骨惜みをすると云ふやうなことが頻々として行はれて參つたのであります。而して此のやうな風潮は、只今に於ても、尙廣く世間に漲つて居るやうに見えるのであります。是は誠に悲しむべきことと申さなければならぬのであります。我々が此の社會に於て、色々の仕事を行ひます場合に無駄を省いて効率を能くして、最小の努力を以て最大の効果を擧げることと努めることは勿論であります。が、併し其の仕事を行ふ場合に於ける心構へは、効果の最小であることを厭はないで、最大の力を盡すと云ふことがなければならぬと思ふのであります。私は我が國が只今直面致して居ります差當りの困難な社會の情勢も、若

し國民が此の奉仕的精神に充されて居るならば、必ず之を棄切ることが出来ると思ふのであります。將來我が日本國が平和的な民主國家として發展する爲には、どうしても國民が此の精神に充たされて、我が國家を愛し、社會を愛し、眞理を愛するやうにならなければならぬと思ふのであります。それ故に本法案の第一條に、教育の目的が此のやうに掲げられてあるものでありますならば、斯くの如き條文の中に書き記されまして、解釋に依つて初めて分ると云ふのでなくして、一讀して直ちに其のことが明かにされるやうにして置くことが至當ではないかと思ふのであります。次に問題の第二は宗教に關することであり、本法案には、第九條に於て宗教教育に關することが謳つてあります。其の第一項は、日本國憲法第二十條の第一項及び第二項にあり、信教の自由に關した規定を少しく形を變へて書いたものと見ることが出来ると思ふのであります。又本法第九條の第二項は、矢張り憲法第二十條の第三項を敷衍して書いたものと見ることが出来ると思ふのであります。私は本法案のやうな教育の根本理念を明かにする爲の法律であるならば、其の中に於て宗教と云ふものに對して、國家は教育の上から如何なる態度を執るのであるかと云ふことを明かにすることが必要なのではないかと思ふのであります。會てソ聯に於ては、宗教を麻痺劑のやうなものであるから有害であると云ふて、國民教育の上から全然之を否定し去つたのであります。が、是は甚だ亂暴なやうなやり方ではありますけれども、國家が宗教に對して執つた一つの態度として見ることに

出来ると思ふのであります、私は國民の教育、殊に道徳的教育の面に於ては、宗教の力は決して之を無視することとは出来ないと思ふのであります、殊に曩に私が申述べましたやうな、國家、社會、隣人を愛する奉仕の精神の意味に於ける愛國の精神と云ふものは、宗教の正しい信仰に依るのでなければ、之を本當に育成することは出来ないと思ふのであります、殊に本法の第七條に於て社會教育の見出しの中に含まれて居ります家庭教育の如きは、正しい宗教的信仰の下に於て行はれるのでなければ、其の効果を十分に擧げることが出来ないであらうと思ふのであります、それ故に私は國家は須く國民の間に健全な宗教心の勃興することを奨励して、此のやうな健全な宗教心を養ふ爲の宗教教育を尊重すると云ふ態度を明かにして置くことが必要ではないかと考へるのであります、此の點から申しますと、本法案の第九條第一項に記されて居ります所は、聊か曖昧であり、又何となく微溫的であるやうに感ぜられるのであります、勿論國家は或一つの特定の宗教を庇護するとか、奨励するとか云ふことは、之を行つてはならないのでありますけれども、苟くも健全な信仰心を養ふ爲の宗教教育であり、宗教的活動であるならば、それが或は神道であり、或は佛教であり、或はキリスト教であり、等しく適當な方法を以て之を奨励し、或は少くとも之を妨害しないと云ふ國家の態度を明かにすることが必要ではないかと思ふのであります、私が今日特に採上げましたのは、此の二つの問題であります、此の外にも本法案の中には尙研究を要する事柄が多くあるやうに考へられます、例へば男女共學の問題のやうなことに於きましても、世間には随分盲目的に之に依らなければならぬと言ふ人もありますけれども、是は現在の我が國の状態に鑑みまして、之が實行には慎重に考へべきものも少なくないと思ふのであります、併し以上のやうな私として不滿の點もございまして、曩に澤田議員から仰せになりましたやうな點も、此の法案の十分でないと思ふ點も御指摘になりました、併し私は此の法案を見ますと、其の中には我が日本の教育をして舊來の型を破つて、新しい理念の下に進進しめやうとする努力の跡が現れて居ると見ることが出来ると思ひますので、例へば憲法に依つて保障せられた教育の機會均等をやらうと云ふやうなことがありましても、又殊に國民の半分を占めて居る女子に對して、男子と同じ程度の教育を受け得る機會を與へると云ふやうなことにありましても、又更に學校に於ける教育ばかりでなく、從來動もすれば閑却せられ勝でありました社會教育乃至家庭教育を奨励する、又は是からの民主的國家として發達させて参ります爲に最も必要な政治教育に付てのこと、又國民の道義心を昂揚するに必要な宗教教育に關するものと、其の他のこと、是等のことに關しまして、假令十分ではありませんけれども、國家の教育の面に於て、是等のことに付て關心を持たなければならぬことが織込まれてありますことは、誠に結構なことと申さなければならぬのであります、此の法案は斯くの如く其の内容に於ては未だ十分でない點があると思ひます、けれども私は國家が大きな轉換を爲す此の時機に於て、

さうして新しい制度に依つて教育を施さうと云ふ時機に於て、何等かの斯う云ふ法案が出来まして、教育の理念と云ふものを現して置くと云ふことは、極めて必要なことであると思ひます、致しますので、此のやうな理由に依りまして本法案の成立することを心から希望して居る次第でございます、私の今澤田議員の御話を伺ひまして心に感じたことと云ふことは、日本が戰爭を放棄したと云ふことに付て、闘争精神を排除することを努めなければならぬと云ふ御意見のやうに伺つたのであります、併し私は是からの教育に付ては、其の闘争の相手を正しく認めると云ふことを教へなければならぬと思ふのであります、人と人とが闘争すると云ふこととでなくして、我々の社會の惡に對して敢闘して行くと云ふ、此の敢闘精神は是からの教育に於て十分に盛に行はれなければならぬことであらうかと思ふのであります、一言私の意見を附加しまして私の此の法案に賛成する意見を申述べた次でございまして(拍手) ○副議長(伯爵徳川宗敬君) 三島子爵(子爵三島通陽君登壇)

○子爵三島通陽君 時間のない處甚だ恐縮でございますが、簡単に私の意見を申上げまして、本案に賛成する者でございます、私の本案に賛成致します旨は四つあります、それを簡単に申上げます、第一平和と日本、文化日本の建設は教育に依つて仕方がないと思ひます、新憲法が發布せられました以上、之に従つて教育の根本理念を明示することは目下の急務であると思へざるを得ませぬ、茲に教育の根本理念を明示する必要があると思へば、それは教育憲章と云ふやうなものが必要であ

つて、此の法案が即ちそれに當るのであると思ひます、此の基本法の内容のやうなものを文部省の訓令で出すことは出来ると思ひます、併し私はそれよりも議會で協賛をされた基本法と云ふやうなものが出来るのが、もつと適切であり、又もつと必要であると思ふのであります、是が第一の理由であります、第二、此の法案が法律的に體を成して居ないのではないかと、斯う云ふ疑問も一應はせられることと云ふことを見ますれば、或はさう云ふことが言へるかも知れないと思ひます、併し此の基本法なるものが、先に申上げましたやうに教育の憲章であつて見れば、より哲學的であり、より教育學的であつてちつとも差支ないではないかと、斯う云ふやうに考へられるのであります、是が私の此の法案を賛成する所以の第二點であります、次に第三點であります、此の法案を拜見して私の第一に考へたことは、是が少くも日本的でないのではないかと云ふやうに考へられるのであります、併し能く又考へて見ますと、教育の根本理念を明示したものであれば、それが普遍的であるのは當然であつて、今古東西に施して悖らないものでなければならぬ、さうして此の基本法を日本人が實行し、日本人が日本の環境の中で、日本の空氣の中で之を實行する場合に、それは自づと日本的になつて来るのは必然である、であるから無理に之を日本的色彩を加へようとして、從來我が國が陥つた所の弊を之に持つて來て、餘り木に竹を繼いだやうになつてはどうか知らん、却て此の行き方で行つた方が宜いではないかと云ふやうな

考にもなつて來るのであります、私は茲に悲しむべき今回の大戰爭に捲き込まれた時の我々日本人、又終戦後の日本の姿を見詰めて、實に明治時代以來の教育の失敗が原因の一つとして認めざるを得ない、反省せざるを得ないと思へるのであります、そこで次に來るべき時代の子供達は、眞に立派な教育をしてやりたいと云ふ念願に燃えます、而も此の反省を此の基本法は十分に於て、さうして其の缺點を補はうとして居る點が十分に認められると思ひます、少しくエピソードを申上げて恐縮でございますが、成程日本の今の青少年は非常に迷つて居ります、併し澤山の良い青年があります、彼等良い青年を見ますと、正義に對する觀念とか、或は眞理に對する探究と云ふやうなものは、相當強く持つて居ると思ふのであります、私が年來磨かりとして居つた所の、例へば東洋的な道徳、東洋的な所謂徳と云ふやうなものを求めむとする心が、少し缺けて居るのではないかと云ふやうに私は最近考へて心配を致して居つたものであります、私も最近又一方アメリカの進駐軍の若い人々と大分知り合ひが出来まして、彼等に接近しますと、彼等は實に東洋的な徳と云ふやうなものを立派に備へて居る青年が非常に多いやうに思ふのであります、或は此のカルチエと云ふやうな言葉の中から我々よりも徳が高い、我々の青年よりも餘程彼等の方が徳が高いと云ふやうに考へられる場合が随分あるのであります、そこで此の法案にも何か東洋的な徳と云ふやうなものを強調するものがあつて宜いのではないかと云ふやう

受は半額賣拂をするとは出来ない」との答辭でありました、又一委員より、社寺等有境内地の譲與を受ける爲には土地、地租改正等の沿革を立證しなければならぬのであるが、總ての社寺が完全な立證をなし得るか否かは、大いに疑問であり、此の點如何かとの御質疑に對しては、政府委員より、文書等の直接的な證據の外、間接的な傍證でも差支ないとの答辭を得たのであります、又一委員より、社寺等が時價又は半額にて國有境内地を買受ける場合の代金支拂方法が現在社寺等に即金で納めさせるのは酷な事情にあるので、之に付ての便法を何か考へて居るかとの質疑に對しては、政府委員は、從來の昭和十四年法律第七十八號に於ては十年以内の年賦延納を認めて居つたのであります、今回は此の外に土地に依る代物辨濟をも認めるのであります、是等の便法に依り社寺等は大なる困難なく買受代金を納めることが出来るかと考へますとの御答辭を得たのであります、最後に第一條に規定せられて居ります地方公共團體からの寄附に付ては、之に實質上負擔を生ぜしめなかつたものに限る旨の規定の解釋、或は第九條及び第十一條の規定せられて居ります、國有財産法及び國有林野法の一部の規定の廢止に關する規定の質疑等、其の外委員各位より種々熱心なる質疑がございましたが、是は省略致しまして詳細は速記録に依つて御承知を願ひます、以上のやうな次第で質疑を終りまして、討論に入りまして、別に御發言もございませぬので、採決を致しました處、全會一致を以て可決せられたのでございます、以上を以ちまして御報告を終ります

○議長(公卿徳川家正君) 別は御發言もなければ本案の採決を致します、本案の第二讀會を開くことに御異議ございませんか
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(公卿徳川家正君) 御異議ないと認めます
○子爵西大路吉光君 直ちに本案の第二讀會を開かれむことを希望致します
○議長(公卿徳川家正君) 御異議ないと認めます
○子爵秋田重季君 賛成
○議長(公卿徳川家正君) 西大路子爵の動議に御異議ございませぬか
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(公卿徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公卿徳川家正君) 本案の第二讀會を開きます、御異議がなければ全部を問題に供します、本案全部、委員長の報告通りで御異議ございませぬか
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(公卿徳川家正君) 御異議ないと認めます
○子爵西大路吉光君 直ちに本案の第三讀會を開かれむことを希望致します
○議長(公卿徳川家正君) 御異議ないと認めます
○子爵秋田重季君 賛成
○議長(公卿徳川家正君) 西大路子爵の動議に御異議ございませぬか
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(公卿徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公卿徳川家正君) 御異議ないと認めます
○議長(公卿徳川家正君) 日程第三、郵便法の一部を改正する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長齋藤子爵
郵便法の一部を改正する法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也
昭和二十二年三月二十四日
委員長 子爵齋藤 齊
貴族院議長公卿徳川家正君

○子爵齋藤齊君登壇
郵便法の一部を改正する法律案特別委員會に於ける審議の經過並に結果に付て御報告致します、委員會は二十三、二十四日の兩日開催せられまして慎重審議の結果、全會一致原案通り可決すべきものなりと決定致しました、委員會に於ける政府側の提案理由の説明は、大體本議場に於ける説明と同様でありますから、之を省略致しますが、尙此の郵便料金改正の概算は普通通常郵便料金に於て一億二千七百餘萬圓、小包郵便料金に於て一億五百餘萬圓、特殊取扱料金に於て三億九千三百餘萬圓、合計十六億二千六百餘萬圓となる見込のとであります、次に委員會に於ける質疑應答の概要を申し上げます、先づ一委員より、昨年六月郵便法一部改正法律案委員會に於て其の際の値上で大體收支償ふ旨の説明があつたのに拘らず、半歳後の今日今更に葉書三倍半足らず、書狀を四倍に引上げるとは其の後の諸物價值上りに對比して著しく値

上りとなるが、其の理由如何との質疑に對し、政府側より、昭和二十二年度豫算の中、人件費は六十四億圓であつて、業務費の約七割を占めて居る如く、人件費の割合は大きいのであるが、昨年の郵便料値上に當つては人件費の根拠を従業員待遇改善の所謂三案即ち平均給三百圓に置き、年額として總額十三億三千餘萬圓を計上したのであつたが、其の後七月案の實施に依り給與標準は平均五百五十圓となり、人件費は年額として總額約二十六億圓となつた、又物件費の面から見れば、二十一年度豫算編成當時に比し、其の後の値上り著しく、二十一年度の郵便電信電話等の事業収入十七億餘圓に對して相當の不足を生ずる實情となり、結局約十六億圓の赤字借入金をして漸く収入の均衡を得た次第である、二十二年度豫算に於ける人件費は其の根據を平均給一千二百圓案に置き、總額六十四億圓餘を計上した、從つて料金値上を爲さなければ結局年度末に於ける歳入不足は五十二億九千四百萬圓餘となるので、此の赤字補填を圖る爲本改正法律案に依る増收を含めて總額五千一億圓餘の収入増を得る目的で通信事業各部に於て料金の値上をするのである、尙此の収入増でも不足するものは、節約及びサービス改善に依る増收を以て賄ふ積りである、要するに今回の値上は業務運營の爲に必要な經常的な経費を毎年赤字で賄ふことは出来ない、料金値上は已むを得ないのとございまして、又一委員より、今後は尙物價騰貴が豫想せられるのであるが、此の際寧ろ原案に對し更に二割程度の引上増加を行つて此の財源に依つて通信事業の施設を充實し、積極的に事業利用増進と、機動的運營を圖るべきではないかと問

に對しまして、現在の一般的經濟情勢等も考慮に入れて、國民の通信料金の負擔を出来るだけ最小限度に止めたい次第であるとの答辭でありました、次に郵便料金構成の體系に付きまして、もつと實際取扱上の面を考慮して簡易にすべきではないかとの問に對しましては、十分さう云ふ趣旨で今回の値上も検討した譯であるが、今後也十分考慮して行きたいとの答でありました、又一委員より、現在通信官署では通信以外の業務をも取扱つて居るが、之を切離して純然たる通信業務のみに専念する考はないかとの質問がありましたが、之に對しては、左様な考はない、尙通信以外の業務に對しては、それらの他の會計から業務費に相當する額を繰入れて居る旨の答辭がありましたが、以上が質疑の大要でありましたが、續いて討論に入りまして、別に御發言もなく、直ちに採決に入り、全會一致を以て可決致しました、簡單でございしますが、以上を以て報告を終ります
○議長(公卿徳川家正君) 別に御發言もなければ本案の採決を致します、本案の第二讀會を開くことに御異議ございませんか
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(公卿徳川家正君) 御異議ないと認めます
○子爵西大路吉光君 直ちに本案の第二讀會を開かれむことを希望致します
○議長(公卿徳川家正君) 御異議ないと認めます
○子爵秋田重季君 賛成
○議長(公卿徳川家正君) 西大路子爵の動議に御異議ございませぬか
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(公卿徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 本案の第二讀會を開きます、御異議なければ全部を問題に供します、本案全部、委員長の報告通りで御異議ございませぬか

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないものと認めます

○子爵西大路吉光君 直ちに本案の第三讀會を開かれむことを希望致します

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵の動議に御異議ございませぬか

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないものと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 本案の第三讀會を開きます、本案全部第二讀會の決議通りで御異議ございませぬか

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないものと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 昨日政府より提出せられました、皇室経済法の施行に関する法律案を、此の際議事日程に追加して第一讀會を開くことに御異議ございませぬか

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないものと認めます、金森國務大臣

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないものと認めます、金森國務大臣

皇室経済法の施行に関する法律案

勅旨を奉じて帝國議會に提出する。

昭和二十二年三月二十四日

内閣総理大臣 吉田 茂
大蔵大臣 石橋 湛山

官報號外 昭和二十二年三月二十六日

皇室経済法の施行に関する法律案

第一條 日本國憲法施行後の最初の國會において、皇室経済法第二條の一定額が定められるまでは、同條の規定にかかわらず、相当の對價による賣買等通常の私的經濟行為に係る場合の外、通計五十万円を超えない範囲においては、その度毎に國會の議決を経なくても、皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜與することが出来る。

第二條 皇室経済法第四條第一項の定額は、八百万円とする。

前項の規定は、この法律施行後二年を限り、その効力を有する。但し、物價の変動その他の事由により、前項に定める額が、不適当と認められるに至つたときは、速かにその額の変更について、法律改正の手續をとらなければならない。

第三條 日本國憲法施行後の最初の國會において、皇室経済法第六條第一項の年額の定額が定められるまでは、十五万円を以てこれに代わるものとする。

前項に規定する國會において、皇室経済法第六條第一項の一時金額が定められるまでは、同條の一時金額に関する規定は、これを適用しない。

附則

この法律は、皇室経済法施行の日から、これを施行する。

○國務大臣(金森徳次郎君) 只今上程せられました皇室経済法の施行に關

する法律案に付きまして、提案の理由を御説明申し上げます、此の法律案は、曩に公布せられました所の皇室経済法の中に於きまして、別に法律で定むるものとせられて居りました所の色々の事項、言ひ換へますと、皇室と皇室外との間に於ける財産授受の制限に関する定額、是が一つであります、又内廷費及び皇族費の定額、是が第二であります、之を定めむとするものであります、唯各般の事情から是等の事項を今日全面的に、且恒久的に確定を致し、要するものがあつて、尙需と検討を要するものと考へ、今同様の規定のみを設けるに止めました、本案の内容を御説明を申し上げます、第一は皇室と皇室外との間に於ける財産の授受に關する定額に付ての規定であります、皇室経済法第二條に依りますと、皇室と皇室外との間に於ける財産の授受に付きまして、特別な手續なくして自由に行ひ得まする價額の限度、又皇室經濟會議の議を経る必要はあつても、國會の議を経ること

を要しない價額の限度等を定めることを豫定して居るのであります、是等は日本國憲法施行後の最初の國會に於きまして、是等の額が恒久的に定められます迄の間に於ける差當りの措置と致しまして、私的經濟行為に係ります場合の外、皇室全體に付きまして通計五十万円を超えない範囲に於きましては、其の度毎に國會の議決を経ないでも、賜與、又は讓受を爲し得る旨を定めた次第であります、第二の點と致しまして、内廷費の定額に關することであり、内廷費は天皇及び内廷にある皇族の日常の御費用、其の他

内廷諸費に充てられるものでござい、此の法律案に於きましては其の額を八百万圓と定めたのでござい、此の定額に付きましては、物價の變動等の影響を相當考慮する必要があるもので、其の規定の有効期間を一應二年と定めた譯であります、此の期間内に於きまして、其の金額が時宜に適しないといふやうな場合に於ては、速かに法律改正の手續を執るべき旨を定めた次第であります、第三の點は、皇族費の定額に關する規定であります、先の皇室経済法第六條に依りますと、皇族費の年額、それから皇族たる身分を離脱せられます際の一時金額の算出の基礎たる定額を法律で定めることになつて居るのであります、其の年額算出の基礎たるべき定額が、是も亦日本國憲法施行後の最初の國會に於て定められます迄、皇族費の年額は十五萬圓を基準と致しまして之を算出することに致しました、尙又其の一時金額の方の算出の基準となるべき定額は、日本國憲法施行後の最初の國會に於て定めらるべきものと致しまして、それ迄は、一時金額に關する皇室経済法の規定は暫時適用しないといふ旨を定めたのでござい、以上が此の法律案の大要でござい、何卒御審議の上御協賛あらむことを御願ひする次第でござい、

○子爵戸澤正己君 只今議題となりました皇室経済法の施行に関する法律案は裁判所法案外一件の特別委員に併託せられむことの動議を提出致します

○議長(公爵徳川家正君) 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 戸澤子爵の動議に御異議ございませぬか

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないものと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 報告を致さ

○議長(公爵徳川家正君) 報告を致さ

本日委員長より左ノ報告書ヲ提出セリ

昭和二十二年度歳入歳出予算案、昭和二十二年特別会計歳入歳出予算案、昭和二十一年度改定歳入歳出予算案、昭和二十一年度特別会計歳入歳出予算案、昭和二十一年度改定歳入歳出予算案、改定第一号、予算外國庫の負担となるべき契約を爲すを要する件

(改定第一号)可決報告書

○議長(公爵徳川家正君) 此の際昭和二十二年歳入歳出予算案、昭和二十二年特別会計歳入歳出予算案、昭和二十一年度改定歳入歳出予算案、昭和二十一年度特別会計歳入歳出予算案、改定第一号、予算外國庫の負担となるべき契約を爲すを要する件

○議長(公爵徳川家正君) 此の際昭和二十二年歳入歳出予算案、昭和二十二年特別会計歳入歳出予算案、昭和二十一年度改定歳入歳出予算案、昭和二十一年度特別会計歳入歳出予算案、改定第一号、予算外國庫の負担となるべき契約を爲すを要する件

○議長(公爵徳川家正君) 此の際昭和二十二年歳入歳出予算案、昭和二十二年特別会計歳入歳出予算案、昭和二十一年度改定歳入歳出予算案、昭和二十一年度特別会計歳入歳出予算案、改定第一号、予算外國庫の負担となるべき契約を爲すを要する件

○議長(公爵徳川家正君) 此の際昭和二十二年歳入歳出予算案、昭和二十二年特別会計歳入歳出予算案、昭和二十一年度改定歳入歳出予算案、昭和二十一年度特別会計歳入歳出予算案、改定第一号、予算外國庫の負担となるべき契約を爲すを要する件

○議長(公爵徳川家正君) 此の際昭和二十二年歳入歳出予算案、昭和二十二年特別会計歳入歳出予算案、昭和二十一年度改定歳入歳出予算案、昭和二十一年度特別会計歳入歳出予算案、改定第一号、予算外國庫の負担となるべき契約を爲すを要する件

○議長(公爵徳川家正君) 此の際昭和二十二年歳入歳出予算案、昭和二十二年特別会計歳入歳出予算案、昭和二十一年度改定歳入歳出予算案、昭和二十一年度特別会計歳入歳出予算案、改定第一号、予算外國庫の負担となるべき契約を爲すを要する件

○議長(公爵徳川家正君) 此の際昭和二十二年歳入歳出予算案、昭和二十二年特別会計歳入歳出予算案、昭和二十一年度改定歳入歳出予算案、昭和二十一年度特別会計歳入歳出予算案、改定第一号、予算外國庫の負担となるべき契約を爲すを要する件

○議長(公爵徳川家正君) 此の際昭和二十二年歳入歳出予算案、昭和二十二年特別会計歳入歳出予算案、昭和二十一年度改定歳入歳出予算案、昭和二十一年度特別会計歳入歳出予算案、改定第一号、予算外國庫の負担となるべき契約を爲すを要する件

○議長(公爵徳川家正君) 此の際昭和二十二年歳入歳出予算案、昭和二十二年特別会計歳入歳出予算案、昭和二十一年度改定歳入歳出予算案、昭和二十一年度特別会計歳入歳出予算案、改定第一号、予算外國庫の負担となるべき契約を爲すを要する件

○議長(公爵徳川家正君) 此の際昭和二十二年歳入歳出予算案、昭和二十二年特別会計歳入歳出予算案、昭和二十一年度改定歳入歳出予算案、昭和二十一年度特別会計歳入歳出予算案、改定第一号、予算外國庫の負担となるべき契約を爲すを要する件

○議長(公爵徳川家正君) 此の際昭和二十二年歳入歳出予算案、昭和二十二年特別会計歳入歳出予算案、昭和二十一年度改定歳入歳出予算案、昭和二十一年度特別会計歳入歳出予算案、改定第一号、予算外國庫の負担となるべき契約を爲すを要する件

○議長(公爵徳川家正君) 此の際昭和二十二年歳入歳出予算案、昭和二十二年特別会計歳入歳出予算案、昭和二十一年度改定歳入歳出予算案、昭和二十一年度特別会計歳入歳出予算案、改定第一号、予算外國庫の負担となるべき契約を爲すを要する件

○議長(公爵徳川家正君) 此の際昭和二十二年歳入歳出予算案、昭和二十二年特別会計歳入歳出予算案、昭和二十一年度改定歳入歳出予算案、昭和二十一年度特別会計歳入歳出予算案、改定第一号、予算外國庫の負担となるべき契約を爲すを要する件

一 予算外國庫の負担となるべき契約を爲す件(改定第一号)
右案議院ヨリ受領シタル各案ヲ審査シ總テ衆議院議決案ノ通可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也
昭和二十二年三月二十五日

委員長 伯爵林 博太郎
貴族院議長公爵徳川家正殿

〔伯爵林博太郎君登壇〕

○伯爵林博太郎君 只今議題となりました昭和二十二年歳入歳出予算案、同じく特別会計歳入歳出予算案、昭和二十一年度改定歳入歳出予算案、改定第二号、昭和二十一年度特別会計改定歳入歳出予算案追加案改定第一号、予算外國庫の負担となるべき契約を爲す件を要する件改定第一号、以上五案の豫算委員會の経過並に結果を御報告致します。去る三月十九日から今日迄慎重に審議を致しまして、本日午後討論に入りまして全會一致を以て可決すべきものと決定しました。新憲法の施行に伴ひまして、財政の民主化を圖る爲に財政法案を議會に提出して豫算の形式を根本的に一新すると云ふのであります。昭和二十二年からは其の一年間だけの完全な豫算を提出すると云ふことになつたのであります。之に依つて追加豫算と云ふやうな、後から追つて来て来るやうなもの審議を煩はす弊がある云ふことを極力大蔵大臣より説明があつたのであります。内閣を極く簡単に申上げますと、昭和二十二年一般會計豫算と云ふものは千百四十五億三百餘萬圓になつて居ります。公債發行に財源を求めたものは僅かに

四十八億七千三百萬圓となつて居るだけであります。其の内訳は第一民生安定費百五十六億五千三百萬圓、第二經濟再建費九十五億圓、第三教育文化費三十八億九千九百萬圓、第四同胞引揚費三十六億二千三百萬圓、是は前年度から四十三億圓減じて居ります。第五終戦處理費、二十二年には百二十六億圓を激減しまして、結局二百七十億圓となつて居ります。第六國庫費八十一億五千八百萬圓、第八國庫準備金三十億圓、其の他の諸支出は八十四億六千五百萬圓、以上は歳出であります。此の歳入はどうかと云ふと、第一に租税であります。是が六百八十七億九千九百萬圓、印紙收入七億一千五百萬圓、第二は官業及官有財産の收入が、二百五十八億六千七百萬圓であります。第三雜收入六十七億、第四財産稅等の收入が七十五億餘であります。第五公債金及借入金收入四十八億七千三百萬圓、それから昭和二十二年特別會計の豫算を申しますと、歳入は二千五百八十八億五千八百萬圓、歳出が二千三百四十四億二千二百萬圓であります。是は殊に國有鐵道及び通信事業と云ふものに於きまして、物價が非常に騰貴をしました。又職員其の他の待遇改善で多額の不足が出ましたので、取敢ず借入金で補填することになつたのであります。然るに郵便料の引上が出来ましたので、此の借入金を行ふ必要がなくなつたのであります。鐵道事業費に於きまして、運賃の引上を實施して不足を補填することになつたのであります。此の兩特別會計の建設改良等の支出と云ふものは、其の財源を大部分公債に依つて居ります。其の合計が七十四億七千四百萬圓

となつて居つて、其の公債發行をやる譯になつて居ります。食糧管理特別會計、主食の價格と云ふものは豫算で一應現在の儘、其の不足額は食糧證券の發行限度を引上げればやれるのであるが、尙研究して收支の調査をやりたいと云ふことであります。昭和二十一年度改定歳入歳出總豫算に對しまして今追加計上した金額は歳入歳出とも二百六十億五千七百萬圓、之を今日迄の議會の協賛を得ました改定本豫算並に追加豫算に加へますと云ふと、昭和二十一年度一般會計の總額は歳入歳出共に一千九百九十億八千七百萬圓となり、改定第二號に計上されたものは損害保險中央會及び生命保險中央會等の損失補填に必要な經費二百十億圓であります。政府職員等の待遇改善に伴ふ經費二十五億四千八百萬圓となる譯であります。其處等に於きまして大體の御報告を終りました。今度は質問に付きましての要領だけを申上げます。先づ財政の問題に付きましては、二十二年は公債の發行をしないのであるか、一般會計では金融機關補償金等は交付公債でやつて赤字公債は發行しない、特別會計では投資勘定の部分は公債となるが是は預金の範圍で消化をして金融機關補償金の交付公債はどうか妥當でないと思ふがどうであるか、補償金は第一封鎖の支拂準備金であります。資産補償であるから當面通貨に影響はない、斯う云ふ答辯であります。此の頃色々の諸問答が濫立して居るが、其の中は大臣が其の委員會の爲に制肘されるやうなことがあるやうに見えるが其の點はどうであるか、例へば通貨審議會の如きはさうのやうであるがどうか、通貨審議會の場

合は稍々其の傾向があるやうであるが、其の通貨發行の限度は内閣が之を決定するので、委員會が決定するのではないのであるから其の心配はない。それから此のインフレーションの問題に付きましては色々の質問應答がありまして、是等はまあ始終方々の委員會で出ますから約して置きます。法人の名を藉りた不正事業の課税對象と云ふものはどうかと云ふと、之に對しては二十二年の法人、税は二十億圓を豫定して居る、大法人にありましては補償打切では是は大打撃を受けて居るものであります。是から其の査定は甘くなつて居る、閣をして居ると思はれる小法人なんかは多く課税をする方針で掛つて居る、又斯う云ふ質問もありました。是は極めて小さい問題であるけれどもどうか斯う云ふことは特に大藏省は注意をして貰ひたい、稅務署の問題であります。三月十五日で以て一應期限が來ると云ふことで非常に新聞等にも宣傳して是が遅れたら是々の罰則があるなどと云ふことが書いてあるので、其の爲に國民は大いに危機の念を持つて居つたのである。其の一例として十五日にはどうもどうして方法が付かないから、第一封鎖でやれないから、どうしたら宜いかと云ふことを稅務署に聴きに來た處が、なければそれはまあ現金で以て拂へと云ふのであります。無理やりして現金で拂つた處が、十五日が又三十日迄延びてしまつた。斯う云ふのは随分酷い話で何とか其の點を前以て助けてやれば宜かつたのであるがどうかと云ふ質問が出ましたが、それは成る程大いに間違つて居るから、其の現金は稅務署から本人に返すやうに全國の稅務署に通知する、

斯う云ふことであります。それから農地物納の問題であります。或人が農地を物納するために農地委員會に通知をしないでやつたものであるから、それはどうも無効になつてしまつたと云ふことを聞いて居るが、それはどうであるか、是は農林省とも能く申合せて始終やることになつて居るので、さう云ふことはない筈である。恐らくそれは何かの誤りであらうと云ふ答辯でありました。それから段々平和會議も近づいて来るやうであるが、財産所有權の轉換と云ふことを考へまして、在外資産を今日からでも精査に調査する必要がある、之を以て平和會議に資することがなくてはならぬが、其の點はどうであるか、又之を今日十分調べて居るかどうかと云ふことであります。即ち其の説明としては國際法で元來沒收と云ふことを許して居るのは敵の船だけに對してであつて、財産其の他の問題に對してはさう云ふことは國際法に於て許してない、沒收は出來ない筈のものである。然るに第一次戦争の時からはドイツに對してやり始めて、どうも是が今日でも影響を持つて居るやうに思ふ、だから海外の財産の損失に對しては之に甘んじて居つてはいけなないのだ。若し賠償に當てられたならば、それだけの財産は政府が拂はなければならぬのである。例へば満鐵の如き何百億と云ふ財産が中國の賠償に當てられてしまつたと云ふことになれば、是は日本政府が拂ふべきものであるのだ。それ等の點から在外の資産に對して十分能く調査をして善後策を執つて貰ひたいと思ふがどうかと云ふか、政府は之に對しまして、國際法の純粹の理論から言へば、其の通りである、御尤なる

點であるが、併しながら今日の我が財政の現状其の他から考へて見て、事實上之を實現し得るやどうかと云ふことはちよつと明言が出来ない、要するに詳しく一つ調査をして研究して見たい、それから此の大蔵省の問題としましては色々ありますが、就中必要なことは、特に食糧のことであり、自給製鹽と云ふことが今日の場合に於てはどうしても必要であるが、元來六千萬トンで五箇年計畫十四億圓と云ふやうな豫算でやつて見たやうであるが、電力もなければ石炭も出ないものであるから實際に於ては一向其の効果も現はれなかつた、今年に於きましても、先づ八十萬トン位の供給しか出来ない、其の中工業用其の他がありますから、食糧となつて来るものは六十萬トンだけしかないのである、二十二年度も此の二十一年度と同じ位の程度しか出来ない、動もすれば二十一年度の程度よりも少くなるかも知れないやうな誠に悲觀すべき時期に遭遇して居るのである、まあ石炭がへ出れば是も出来るのでありますが、電力があつても宜いのでありますが、それが不足であるとなか／＼心配なものだ、併し食糧は人間の衛生上どうしても缺乏してはならないものでありますから、政府は十分之に對しては普處して行きたいと思つて居る、又輸入に依存することどうして必要であるけれども、それも船がなかつたり色々なことで以て是も出来ない、併しまあ何とかしなければならぬから、極力骨を折る、此處で先程もちよつと觸れましたが、此の全體の豫算が今度形式が變りまして、其の一箇年のことを一本で纏めると云ふことは大變結構があるが、今度の豫算案に付て

はちよつとそこに修正を要すべき點が見えたやうであつたのであります、其の點に付きまして、まあ修正をしないで、此の豫算を全部通したいと云ふ所で、政府が説明した所を申上げて置きます、逓信省所管に於きまして、特別會計で通信事業の運営の財源不足を、借入金を受入れ五十二億九千萬圓で補つて行かうとすることが計上されてあります、處が是は郵便料金の値上があつたものだから、それだけの金が餘つた、そこで借入金の必要がなくなつてしまつた、次に又國有鐵道事業で繼續費と云ふものが載せられて居るので、昭和二十三年、二十四年の年度のものが載つて居るのであります、二十三年度は十七億五千萬圓、二十四年度は九億五千萬圓となつて居ります、今度財政法で繼續費は認められない、斯う云ふので此の豫算は修正をすべきものであるかどうかと云ふ點であります、政府は此の説明を致しまして、次の如く述べて居ります、第一に借入金のことでありまして、此の郵便料金を値上したものであるから、お金が出来て其の借入が必要がなくなつてしまつた、豫算に編成します時には、まだ料金値上の問題が確定して居りませぬでしたから、借入と書いたのである、其の後通信料金問題が解決して來たのである、併しながら是は歳入であります、其の儘でどうか通過を願つて、後に修正をしたいと云ふことであります、それから繼續費の方であります、豫算は財政法の建前で行かなければならないのであります、實は是は法律としてまだ財政法は實施されて居るのではない、現在に繼續費等は認められて居る、さう云ふ譯でありますからして、是も亦

此の儘通過しても差支ない政府は思ふ、斯う云ふ譯であります、是は相當重大な問題でありましたから申上げて置きます、それから商工省關係の問題に付ての質問應答、紙が今日不足して居る、特に教科書、教育に於ては教科書であります、又一般に於ては新聞紙の不足と云ふものは文化の方面に於ける其の發展上の標準となるものである、此の新聞が制限されると云ふことは最も文化の向上に支障を來すものであることは明瞭なことであります、總てに於て紙と云ふものは重大なる文化的の貢獻を爲すものであるが、それがうまく行かない、割當だけでなく、能く生産に努めて文化政策の上に貢獻して貰ひたい、新聞及び用紙利委員會と云ふものがあるが、是は右と左に分れて居つて大分混雜をして居る、どうか積極的に此の方面を努力して貰ひたいと云ふことを、今日迄の紙の不足して來た事情に付きまして、順序正しく説明されて、其の計數まで擧げて質問されたのであります、政府も之に對しては十分に努力すると云ふことであります、石炭のことであります、今日石炭が非常に足りないことと云ふことは誠に残念なことである、でさう足りなければ、新しい炭山もあるやうだから、それをやつたらどうであるか、又廢礦になつて廢めてしまつたものもあるやうであるから、其の休礦になつたものなども調べまして、さうしてそれを掘つて行つたらば、又違ふのではないか、全力を盡せと云ふことであります、元來廢めたものはやり切れないから廢めたので、休礦をするのにもそれ／＼の理由があ

る、現状では現存の只今掘つて居る所の鑛山に全力を盡して、其の方も資材が足りないから、抗米其の他の物を出來るだけ出して、さうして出炭をさせると云ふことが第一であると思ふ、其の方からやつて三千万トンに達したいと思ふのである、それから生糸とナイロンとの關係などに付ても質問應答がありました、電力が近頃不足して居るのは誠に此の生産上困ることであるが、其の點は大體見透しを着けて居るのであるか、見返り品への電力と云ふものはどうしたつて確保して行かなければならぬ、從來は火力主體で石炭で以て電力を起すことに努力して居り、水力電氣は第二であつたが、日本のやうな水力の多い處では宜しく水力主義を改めて行かなければならない、政府も之に對しては賛成でありまして、火力主義よりも今度は水力主義の方へ進んで行かう、それにはダムが不完全である、其の不完全な點を直して行かなければならぬ、悲しいかなセメントと鐵が足りない、是等に付ても十分に努力したいと思ふのである、それから先月であります、電力を超過して使つた者に十倍の罰を與へると云ふので、大分金が入つたのであるが、其の罰金は何に一體使ふのであるか、是は戰災地の復舊の方に十分に配りまして、大部分をそちらの方へやつて、之を利用すると云ふことであります、其の他、電力、石炭に付きましての質問應答は澤山ありますが、要するにそれ等は今日の場合省略をさせて置きます、それから農政問題に付きまして申上げますが、北海道の山林行政と云ふことに付て色々質問應答がありました、元來是は元々農林省は統制をして行き

たいと云ふし、北海道は北海道、獨自の立場で以て、綜合的、統制的にやりたい、兩方の議論があつて今日迄來て居るのである、昨年も豫算總會で議論が出たのであります、此の度は又北海道と云ふものは特別な所であるから、其の林政の發達と開發と共に綜合統一計畫を北海道廳にやらせる、北海道でなければならぬと云ふ議論を述べられて、政府の意見を聞かれたのであります、此の林政一元化の趣旨から、北海道の山林を農林省に移したのであるが、實際の運営に當りましては、北海道上廳長官を長とする委員會を内閣の中に設けて、さうして之に當らして行くのであるからして、内閣の意思も通るし、北海道獨自の立場も之に依つて運営をされることであるから都合が好いと思ふ、さう云ふ風にやつて行きたいと云ふのであります、食糧問題に付きまして、色々議論が出ました、特に蛋白質の給源と云ふものを考へなければならぬ、それから家畜と飼料の關係、特に飼料の問題、牛を飼ふ所の餌の問題であります、結局是は自給飼料と云ふものを作つて、さうして是が統制をしまして、さうして先づ牛から之を始めて行くのである、さうして田畑の一部を融通して、それで以て飼料を確保するやうにしたのである、其の足りない所は米とか糠とか、さう云ふものも加へて行く、さうしたならば餘程今迄よりも良くなるであらうと思ふ、何分支那、滿洲からの穀類が來ませぬから、何とかして自給して行かなければならないと思ふ、それから家畜の衛生と云ふことがどうも日本では居いて居らない、それから肉の検査などに至つては、どうも

ことであらうと思ふと云ふことであります。それから交通のことに付きましても色々、自動車道路網、トラック、それからデyzelの事、それから陸輸と海の方の汽船の方面、燃料問題等に付て、詳しい色々計費等を擧げた質問應答がありました。是等は總て速記録に譲ります。其の外重大な問題も多々ありますけれども、是は割愛さして戴きます。而して本日午前各分科主査の報告を承りまして、午後討論に入りまして、採決を致しました處、豫算案全部、原案通り可決に相成りました。此の段御報告申します。

○議長(公爵徳川家正君) 西男爵より討論の通告がございましたが、席に居られませぬから、通告は放棄せられたものと。のます、別に御發言もなければ、是より採決を致します。御異議がなければ、五案全部を問題に供します。五案に賛成の諸君の起立を請ひます。

〔議員起立〕

○議長(公爵徳川家正君) 全員起立、予算各案は全會一致を以て可決せられました。明日は午前十時より開會致します。議事日程は彙報を以て御通知に及びます。本日は是にて散會致します。

午後二時五十六分散會

定價 一部 七十錢

發行

東京 新宿區 市ヶ谷本村町
電話 九段五三〇番地
圖書部